

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、
下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

※感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態と
なってからの登園でありますようご配慮ください。

<医師用>

意見書

_____保育所(園)長殿

児童氏名_____

生年月日_____

病 名 _____

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関_____

医 師 名 _____ 印 (またはサイン)

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感 染 症 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
麻 し ん (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風 し ん (三日はしか)	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水 痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺の腫脹が消失してから
結 核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を 経過するまで。	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師 の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時 間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が 確認されたもの

出典:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 Tel:861-6903

(H24.02)改定